

自由金利型定期預金（N型）（自由期間）規定（通帳式）

1.（預金の支払い時期等）

- (1) この預金は、預金の全部または一部について、預入日の1か月後の応当日から通帳記載の最長預入期限までの任意の日を満期日とし、満期日に利息とともに支払います。なお、この預金（一部支払いをしたときは一部支払い後の残金の預金。以下同じです。）の一部について支払いをする場合には、1万円以上の金額で請求してください。
- (2) この預金の最長預入期限が到来した場合は、自動的に解約し、元金をあらかじめ指定された口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。

2.（自動継続）

- (1) この預金を自動継続とする場合は、通帳記載の最長預入期限にあらかじめ指定された方法により利息を指定口座に入金するか、または元金に組み入れて自由金利型定期預金（N型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
なお、最長預入期限前にこの預金の一部支払いをしていたときは、一部支払い後の残金の預金について自動継続の取り扱いをします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限、以下同じです。）の前営業日までにその旨を預金店に申し出てください。

3.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日（自動継続したときはその継続日、以下第1項、第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数および預入日（自動継続したときはその継続日）の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算します。ただし、この預金の預入日現在において当行がこの預金について預入金額に応じて階層区分を設けている場合は、預入金額に応じた階層区分の利率を適用します。一部支払いをする場合の利息についても、一部支払いをする部分について同様に計算します。
- (2) 一部支払い後の残金の預金元金（以下「一部支払い後の預金」といいます。）についての利息は、一部支払日以後も引き続き約定利率を適用して計算します。ただし、この預金の預入日現在において当行がこの預金について預入金額に応じて階層区分を設けている場合で、一部支払い後の預金の金額がこの預金を預け入れたときの階層区分を下回ることとなったときは、一部支払日以後の一部支払い後の預金の利息は、この預金の預入日に一部支払い後の預金の金額相当額を預け入れた場合に適用される階層区分の利率を適用して計算します。
- (3) この預金を自動継続とした場合の継続を停止したときの利息は、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 次条第1項により当行がやむを得ないものと認めてこの預金を預入日（自動継続したときは最後の継続日、以下同じです。）の1か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日（自動継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないものと認める場合を除き、預入日の1か月後の応当日前の解約はできません。
- (2) この預金を一部支払いするとき、自動解約以外の方法で解約するとき、または、自動継続以外の方法で書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに預金店または当行国内本支店に提出してください。
なお、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取り扱います。
- (3) 前項の一部支払い、解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の一部支払い、解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは一

部支払い、解約および書替継続を行いません。

5. (規定の適用)

この預金は、本規定のほか、定期預金規定（通帳式・共通）および反社会的勢力との取引拒絶に関する預金取引追加規定を適用します。

6. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上